

郵政行政モニタリング会合における情報の取扱いについて

「郵政行政モニタリング会合」開催要綱3(4)に基づき、本会合の運営に必要な事項として、標記について下記のとおり定める。

記

本会合においては、郵政行政分野における事業者の非公開情報、ガバナンス・コンプライアンスに関する機微な情報等を取り扱うことから、本会合で知り得た情報を公開することにより、当事者及び第三者の利害を害するおそれがあるため、構成員は1及び2の事項を遵守するものとする。

1. 構成員は、本会合で知り得た非公開情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
2. 構成員は、本会合で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

以上